

答 申

第1 審議会の結論

杵築市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った部分開示決定において、「杵築市立杵築中学校の移転・新改築事業において、移転補償費及び土地購入費を決定する際の根拠となる不動産鑑定業者による算定見積もり額及び算定基準や過程に関するすべての文書」（以下「本件対象文書」という。）のうち、個人の氏名及び住所を除いた上で、①「補償金総括表」（平成26年度及び平成27年度）記載の個人に関する文書について「補償額」のうち「建物移転料」の「内訳」及び「摘要」を除く部分（下記第5-5(1)）、②「補償金総括表」（平成26年度及び平成27年度）のうち法人に関する文書（下記第5-5(2)）、③「H29 杵築中学校に伴う補償予定 一覧表」（下記第5-10）、④「補償金総括表」（平成28年度）（下記第5-11）を不開示としたことは妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分について不開示としたことは妥当である。

なお、本件対象文書のうち、本件審査請求後、実施機関が自ら開示するとした部分（下記にて個別に記載）については本件審査対象から除外しているため上記結論の対象外である。

第2 審査請求及び審議の経緯

- 1 審査請求人は、令和4年6月7日、杵築市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、本件対象文書の開示請求を行った。
- 2 実施機関は、同月17日、本件対象文書につき、部分開示決定を行った。
- 3 審査請求人は、令和4年7月12日、実施機関が行った部分開示決定に対し、「移転補償価格及び土地購入費における金額及び算出内容」を開示しないことについて審査請求を行った。
- 4 実施機関は、同年11月1日付けにおいて、弁明書を提出した。
- 5 同月17日、第1回杵築市情報公開・個人情報保護審議会が実施された。
同日、実施機関の申出により、実施機関による口頭意見陳述及びインカメラ審理を実施した。
- 6 実施機関は、同年12月27日付けにおいて、追加資料を提出した。
- 7 令和5年1月12日、第2回杵築市情報公開・個人上法保護審議会が実施された。
同日、実施機関の申出により、実施機関による口頭意見陳述及びインカメラ審理を実施した。

- 8 審査請求人は、同年2月10日付けにおいて、弁明書に対する意見書を提出した。
- 9 同年3月16日、審査請求人の申出により、審査請求人による口頭意見陳述を実施した。
同日、第3回杵築市情報公開・個人情報保護審議会が実施され、インカメラ審理を実施した。
- 10 同年5月11日、第4回杵築市情報公開・個人情報保護審議会が実施され、インカメラ審理を実施した。
- 11 同年7月6日、第5回杵築市情報公開・個人情報保護審議会が実施された。

第3 審査請求の趣旨

本件審査請求は、条例第6条の規定に基づく令和4年6月7日付け開示請求に対し、同月17日付け教総第530号にて実施機関が行った本件対象文書の部分開示決定（以下「本件決定」という。）の一部取消を求めるものである。

第4 本件部分開示決定に対する双方の主張について

1 実施機関の主張の要旨

(1) 令和4年11月1日付け弁明書

ア 土地の地番、地目（現況地目）公簿面積、土地の権利に関する情報、土地の所有者名、建物の構造等、起案日、建物の工作物、立木等の記載等、補償金総括表の区分の金額等について

個人が特定できることから、条例第7条第2号に該当するため、不開示情報である。

イ 土地購入費に係る単価査定根拠一覧表や補償金総括表等について

不動産鑑定士や業者は業務上不測の不利益を受ける等の理由から、条例第7条第3号アに該当するため、不開示情報である。

ウ 業者から提供された文書について

将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある等の理由から、条例第7条第6号イに該当するため、不開示情報である。

(2) 令和4年12月27日付け追加資料について

土地購入費に係る単価査定根拠一覧表は、不動産鑑定士の著作物であることから、条例第7条第1号に該当するため、不開示情報である。

2 審査請求人の主張の要旨（令和5年2月10日付け意見書及び同年3月

16日口頭意見陳述)

(1) 移転補償費及び土地購入費について

審議会の答申では、個人に関する情報であるが、特定の個人を識別することまではできないと結論付けられているため、実施機関の主張は正当ではない。

(2) 土地購入費に係る単価査定の根拠一覧表や補償金総括表等について

不動産鑑定士は、一定の基準に基づいて評価額を算定するから、鑑定業務にノウハウは存在しない。実施機関も当該ノウハウについて具体的に主張していない。

したがって、実施機関の主張は、不開示の理由とはならない。

(3) 同様の事務事業に不都合が生じる点について

不動産鑑定士や業者の選定に支障が生じることはない。

(4) 土地購入費に係る単価査定の根拠一覧表の著作物性について

屁理屈である（著作権は問題とならない）。

第5 審議会の判断

1 総論

本件対象文書は多岐に渡り、それぞれ争点も異なるため、以下、本件対象文書毎に検討する。

2 「単価査定の根拠（宅地）」について

実施機関は、当該文書につき、著作物であることを不開示理由としていることから、以下、当該文書の著作物性等について検討する。

(1) 著作権法の規定等について

著作権者は、未公表の著作物を公衆に提供し又は提示する権利（公表権）を有しているところ（著作権法第18条第1項）、特定の文書を行政の情報公開制度により開示することは、「公衆に提供し、又は提示する」（同条項）に該当するといえ、著作権者が行政に提出した未公表の著作物を情報開示することは、著作権者の公表権を侵害する。

ただし、著作権法は、情報公開制度との調整を趣旨として、著作権者が未公表の著作物を開示する旨の決定の時までに別段の意思表示なく地方公共団体に提供した場合は、情報公開条例の規定より当該地方公共団体が当該未公表の著作物を公衆に提供し、又は提示することに同意したものとみなすこととしている（同法第18条第3項第3号）。

(2) 本件文書の著作物性について

著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」（同法第2条第1項）であり、

作成者の評価、批判等の思想、感情が表現されているもので、かつ、客観的な事実を内容とする表現であっても、単なる社会的事象、事実の羅列ではなく、取り上げる内容の選択、言い回しその他の表現に作成者の個性が何らかの形で現れていれば、著作物に該当するといえる。

当該文書は、不動産の価格評価のための根拠となる事実が整理されたものであるが、不動産鑑定評価の根拠としてどのような事項を取り上げるかの選択や、その記載方法等は業者の経験や評価先例等に基づいて作成されたものと考えられるため、作成者の評価が表現されているものであり、当該表現に業者の個性が現れていると認められることから、著作物に該当すると考えられる。

(3) 著作権者の開示に関する同意（別段の意思表示）について

上記のとおり、当該文書は著作物にあたるどころ、著作権者である業者は本件文書につき、文書で公表を認めない旨の意思を表明している。

(4) 小括

以上から、本件文書について、著作権法第18条第3項第3号の適用はなく、開示すれば同条第1項に基づく公表権を侵害することから、不開示が相当であるため、実施機関の判断は妥当といえる。

3 「支出負担行為決議書」（平成27年度 支出負担行為番号11393、13277、11136、15457、11122、）について

当該文書に関する実施機関の弁明が不明確であったため、実施機関に対し口頭意見陳述の機会を与え、弁明内容を明確化させたところ、当該文書の不開示部分を開示した場合、特定の個人に対して市が支払った金額が明らかになり、当該個人の権利・利益（プライバシー等）が侵害されることから不開示にしたということであった。

そこで、当審議会において、当該侵害される個人の権利・利益の性質に鑑み、インカメラ審理を実施した。

当該インカメラ審理の結果、不開示部分を開示した場合、特定の個人に支払われた金額が公になることが判明した。なお、この点の詳細については、これを本書で明らかにした場合、これにより個人の権利・利益（プライバシー等）が侵害されるおそれがあるため記載を省略する。

この点、特定の個人の不動産売買に関し、売買金額等は一般に公にされたくない情報として当該個人のプライバシーに属する情報と考えられることから、これが開示されることで当該プライバシー権（私的情報をみだりに開示されない権利）を侵害する。

したがって、条例第7条第2号に基づき、不開示とすべきであるから、実

施機関が該当部分の記載を不開示とした判断は妥当である。

4 「杵築中学校改築事業に伴う用地・補償契約及び税務署提出資料一覧表」について

まず、実施機関から、現在不開示としている「④⑤を除く契約金額」、「前払金支払い年月日（左側のもの）」、「清算金支払い年月日（左側のもの）」、「④⑤を除く清算金支払い額（左側のもの）」、「①②③を除く補償費」、「前払金支払い年月日（右側のもの）」、「①②を除く前払金支払い額（右側のもの）」、「清算金支払い年月日（右側のもの）」「①②③を除く清算金支払い額（右側のもの）」について開示するとの意見を受けたことから、以下、上記部分を除く部分について検討する。

当該文書については既に契約日が開示されているところ、当該情報と不動産の全部事項証明書の情報と照合することで、個人を特定したり、特定の個人に支払われた金額を特定したりすることが可能であることが判明した。なお、この点の詳細については、これを本書で明らかにした場合、これにより個人の権利・利益（プライバシー等）が侵害されるおそれがあるため記載を省略する。

したがって、当該文書の不開示部分は個人識別情報あるいは開示により特定の個人のプライバシーを侵害するおそれのある情報であるから、条例第7条第2号に基づき、不開示とすべきであり、実施機関の判断は妥当であるといえる。

5 「補償金総括表」（平成26年度及び平成27年度）について

まず、実施機関から、現在不開示としている「補償額」欄の「計」及び「特記事項」の記載内容について開示するとの意見を受けたことから、以下、当該部分を除く部分について検討する。

(1) 個人に関する文書について

実施機関の主張は、弁明書一第4-2(1)14~20行目及び(3)記載のとおりと考えられることから、以下、当該主張の是非について検討する。

「補償額」のうち「建物移転料」の「内訳」及び「摘要」については、建物の構造がわかる情報であり、金額の多寡から建物の規模や構造等がわかることから、当該情報と不動産全部事項証明書の情報と照合することで個人を特定することが可能である。

次に、「補償額」のうち「建物移転料」の「内訳」以外の情報については当該情報のみで個人が特定されるとは言い難い。また、当該情報を開示し

た場合、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることを根拠づける具体的な主張がなされておらず、金額自体がノウハウを構成するとも言えないため、当該情報の開示により、今後、市が業者に委託することが困難になるとも言い難い。

したがって、「補償額」のうち「建物移転料」の「内訳」及び「摘要」については、条例第7条第2号に基づき、不開示とすべきであるが、それ以外の部分については実施機関の弁明には理由がなく、当該文書の不開示部分について開示すべきである（上記第1-①）。

(2) 法人に関する文書について

実施機関の主張は、弁明書一第4-2（2）及び（3）記載のとおりと考えられることから、以下、当該主張の是非について検討する。

まず、上記のとおり金額自体がノウハウを構成するとは言えないことに加え、当該金額を開示することにより、業者の名誉を侵害したり、社会的評価の低下を招くとか、業者の業務に支障が生じるおそれがあるとも言えない。また、上記(1)と同様、当該情報を開示した場合、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることを根拠づける具体的な主張がなされておらず、上記のとおり金額自体がノウハウを構成するものでもないことからすると、当該金額の開示により、今後、市が業者に委託することが困難になるとも言い難い。

したがって、実施機関の弁明には理由がなく、当該文書の不開示部分について開示すべきである（上記第1-②）。

6 「支出負担行為決議書」（平成27年度 支出負担行為番号15456、10012、11135、8049、12490、4494、12696、17607、20156、11133、11527、18210、12797、18381、13472、19445）について

実施機関から、現在不開示としている支出負担行為額及び配当予算残額について開示するとの意見を受けたことから、審査対象から除外する。

7 「決裁伺書」（1頁目）について

まず、実施機関において、現在不開示としている「総額（円）」について開示するとの意見を受けたことから、以下、当該部分を除く部分について検討する。

当該文書に関する実施機関の弁明が不明確であったため、実施機関に対し口頭意見陳述の機会を与え、弁明内容を明確化させたところ、本件文書の不開示部分を開示した場合、「実測面積（㎡）」は土地の全部事項証明書と照合

することにより個人が特定されることに加え、「買取単価（円）」は業者のノウハウであるためこれが公開されることで業者が不利益を被るということであった。

そこで、当審議会において、当該記載されている情報の性質に鑑み、インカメラ審理を実施した。

当該インカメラ審理の結果、不開示部分を開示した場合、総額が開示済みであることから、総額と買取単価から実測面積を割り出すことができる。そして、実測面積が判明すれば、不動産の全部事項証明書と照らし合わせることで、個人を特定することができる（なお、実測面積を直接開示した場合にも同様の問題が生じる。）。

したがって、特定の個人を識別することができるものとして、条例第7条第2号に基づき、不開示とすべきであり、実施機関の判断は妥当であるといえる。

8 「決裁伺書」（2頁目）について

本件文書に関する実施機関の弁明が不明確であったため、実施機関に対し口頭意見陳述の機会を与え、弁明内容を明確化させたところ、本件文書の不開示部分を開示した場合、「地番」、「登記地目」、「現況地目」、「実測面積」は土地の全部事項証明書と照合することにより個人が特定され、「買取単価（円／㎡）」、「買取価格（円）」、「用地買収合計金額（円）」は業者のノウハウであり業者が不利益を被るということであった。

そこで、当審議会において、当該記載されている情報の性質に鑑み、インカメラ審理を実施した。

当該インカメラ審理の結果、不開示部分を開示した場合、地番、登記地目、現況地目、実測面積については、不動産の全部事項証明書と照らし合わせることで個人を特定できることが確認できた。

次に、「買取価格（円）」、「用地買収合計金額（円）」を開示した場合、個人を特定できることが確認できた。なお、この点の詳細については、これを本書で明らかにした場合、これにより個人が特定されるため記載を省略する。

最後に、「買取単価（円／㎡）」を開示した場合、本件文書は、上記7「決裁伺書」（1頁目）の詳細が記載された文書であるため、上記7と同様、これが開示されると「決裁伺書」（1頁目）と照合することで個人が特定される。

したがって、特定の個人を識別することができるものとして、条例第7条第2号に基づき、不開示とすべきであり、実施機関の判断は妥当であるといえる。

9 「支出負担行為決議書」（平成29年度 支出負担行為番号11336、11333、11334、11335）について

当該文書に関する実施機関の弁明が不明確であったため、実施機関に対し口頭意見陳述の機会を与え、弁明内容を明確化させたところ、当該文書の不開示部分を開示した場合、特定の個人に対して市が支払った金額が明らかになり、当該個人の権利・利益（プライバシー等）が侵害されることから不開示にしたということであった。

そこで、当審議会において、当該侵害される個人の権利・利益の性質に鑑み、インカメラ審理を実施した。

当該インカメラ審理の結果、不開示部分を開示した場合、特定の個人に支払われた金額が公になることが確認できた。なお、この点の詳細については、これを本書で明らかにした場合、これにより個人の権利・利益（プライバシー等）が侵害されるおそれがあるため記載を控える。

この点、特定の個人の不動産売買に関し、売買金額等は一般に公にされたくない情報として当該個人のプライバシーに属する情報と考えられることから、これが開示されることで当該個人のプライバシー権（私的情報をみだりに開示されない権利）を侵害する。

したがって、条例第7条第2号に基づき、不開示とすべきであるから、実施機関が該当部分の記載を不開示とした判断は妥当である。

10 「H29 杵築中学校に伴う補償予定 一覧表」について

まず、実施機関から、現在不開示としている建物移転料の合計、動産移転料の合計、家賃減収補償金の合計、移転雑費補償金の合計、補償合計金額の全てについて開示するとの意見を受けたことから、以下、当該部分を除く部分について検討する。

当該文書に関する実施機関の弁明が不明確であったため、実施機関に対し口頭意見陳述の機会を与え、弁明内容を明確化させたところ、本件文書の不開示部分を開示した場合、「動産所在地」については土地の全部事項証明書と照合することにより個人が特定できることから条例第7条第2号に該当し、「補償関係」欄については業者のノウハウであり、不当な形での公表がされれば業者が不利益を被ることから、条例第7条第3号アに該当するということであった。

そこで、当審議会において、当該侵害される個人の権利・利益の性質に鑑み、インカメラ審理を実施した。

当該インカメラ審理の結果、不開示部分のうち、「動産所在地」を開示し

ても個人が特定される事実を確認することはできなかった。

次に、「補償関係」の記載については、業者のノウハウが記載されたものとは言い難い。

したがって、実施機関の弁明には理由がなく、当該文書の不開示部分について開示すべきである（上記第1-③）。

1 1 「補償金総括表」（平成28年度）について

まず、実施機関から、現在不開示としている「補償額」欄の「計」について開示するとの意見を受けたことから、以下、当該部分を除く部分について検討する。

(1) 個人に関する文書について

実施機関の主張は、弁明書一第4-2（1）14～20行目及び（3）記載のとおりと考えられることから、以下、当該主張の是非について検討する。

まず、当該情報を開示することで個人が特定されるとは言い難い。また、当該情報を開示した場合、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることを根拠づける具体的な主張がなされておらず、金額自体がノウハウを構成するとも言えないため、当該情報の開示により、今後、市が業者に委託することが困難になるとも言い難い。

したがって、実施機関の弁明には理由がなく、当該文書の不開示部分について開示すべきである（上記第1-④）。

(2) 法人に関する文書について

実施機関の主張は、弁明書一第4-2（2）及び（3）であると考えられることから、以下当該主張の是非について検討する。

まず、上記のとおり金額自体がノウハウを構成するとも言えないことに加え、当該金額を開示することにより、業者の名誉を侵害したり、社会的評価の低下を招くとか、業者の業務に支障が生じるおそれがあるとも言えない。また、上記(1)と同様、当該情報を開示した場合、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることを根拠づける具体的な主張がなされておらず、上記のとおり金額自体がノウハウを構成するものでもないことからすると、当該金額の開示により、今後、市が業者に委託することが困難になるとも言い難い。

したがって、実施機関の弁明には理由がなく、当該文書の不開示部分について開示すべきである（上記第1-④）。

1 2 「支出負担行為決議書」（平成29年度 支出負担行為番号11839、

11250、11252、11325、11253) について

実施機関において、現在不開示としている支出負担行為額及び配当予算残額について開示するとの意見を受けたので、審査対象から除外する。

1.3 結語

以上より、実施機関が行った部分開示決定において、実施機関が自ら開示することを前提に審査対象から除外した部分を除き、不開示としたことにつき、第1記載のとおり結論とした。

以上